

添付法令資料 3 :

保全地域の利用に関する2025年2月28日付インドネシア共和国

海洋・漁業大臣規則No. 7 (目次)

同年3月10日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	保全地域の利用活動
第1節	通則 (第2条)
第2節	事業許可 (第3条ないし第14条)
第3節	非事業許可 (第15条ないし第18条)
第4節	入域券 (第19条及び第20条)
第5節	調査入域証 (第21条及び第22条)
第6節	教育入域証 (第23条ないし第26条)
第3章	保全地域の利用の許可に係る報告及び監視の実施手続
第1節	報告 (第27条)
第2節	監視 (第28条)
第4章	経過規定 (第29条)
第5章	終則 (第30条及び第31条)